二(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県伊那市長谷黒河内二七八八の五・二七八八の六（以上二筆国有林）、二七八八の一、二七八八の三、二七八八の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県北設楽郡設楽町田峯字段戸一の一九、豊根村下黒川字大ケ平二七、二八、二九の一、二九の二、字奥二三・二七・四〇・四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二四の一、二五の一、二六の一、二八の一、三八の一、三九の一、四三の一、四三の二、四三の四から四三の一〇まで、字小屋ノ沢三二、三三、三四の一から三四の五まで、三四の七、三四の九、三四の一〇、三四の一二、三五の一、三五の二、三六の一、三六の二、三八から四〇まで、字宝地七の一、七の六、八の一、八の二、八の五、一〇の一、一〇の五、一一の八、一二の一、一五の一、字ソンデ二九の三（次の図に示す部分に限る。）、九の一、三〇の一、三〇の二、坂字場字曽良二四、二四の一、二四の四から二四の六まで、字間黒洞一九の一六から一九の一八まで、一九の三九、一九の四九、一九の七八、一九の七九、二二の一八、字芋久保二二の一三、字広野二の一四一・二の一四三・二の一四四（以上三筆国有林）、二一、二の二四、二の二五、二の三四から二の三六まで、二の三八、二の四〇から二の四二まで、二の四五から二の五〇まで、二の五二から二の五八まで、二の六〇、二の六三、二の六五、二の六六、二の六八から二の七四まで、二の七七から二の八二まで、二の八四から二の八六まで、二の八九から二の九三まで、二の一一、二の一二三から二の一二五まで、二の一二七、二の一二九、二の一四五、二の一四八、二の一五〇、字桃ノ木平二の一〇・二の二九・二の三〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の三、二の一から二の三まで、二の九、二の一四、二の一六から二の二〇まで、二の二二、二の二三、二の二五から二の二七まで、二の三一、二の三三、三沢字矢立山九、一〇、一七の一、一七の八、字下二ツ沢七（次の図に示す部分に限る。）、六の一から六の三まで、字上二ツ沢一五（次の図に示す部分に限る。）、一三、一三の一、一四の一から一四の三まで、一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市千万町町字宮西二七の一、三〇の一、三三の一、三四の一、三五の一、三五の三、三五の七、六六の一、七一の一、七二の一、七二の三、字巴山一の三四、一の四五、字峯畑四〇、四一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字麓一六の二、一七の三、一八の四、一八の五、二〇の一、二四、二五の三、二五の四、字中口一一の二・一一の五・一一の六・二〇の六五（以上四筆国有林）、一〇の一、一一の一、一一の三、一五の一、一五の九、一六、二〇の三、二〇の三一、字二ツ入二〇の三（国有林）、五の一、一八、一九の一、一九の二、二〇の一、二一、二二、二三の六、二三の九から二三の一二まで、二三の二六、二三の三四、字三郎峠四の一三二から四の一三五まで、字寺ノ沢四、一二、一三、一四の一、一五の一、一六、一七の一三から一七の一七まで、字箱渕一の一六から一の一八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一二、一の一三、一の一五、一の二一、字牛ケ鼻一の四七から一の五三まで、豊邦字鳥巣二三・二四の一・二八・二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七の一、二五、二六の一、二六の三、神田字大石一四の三、一四の四、一四の六、字戸口一七、荒尾字大平八（次の図に示す部分に限る。）、二から五まで、七、字大沢三から八まで、一一から一三まで、字漆島一二の二・一三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の二、字三ツ石二の一、三の二、川合字平田一五、一六、一九、二〇、二五、二六の一から二六の三まで、豊根村富山字大沼四三の七、四三の九、上黒川字間当三九の一、三九の二、三九の四、三九の二四から三九の二七まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字中根四、字大日掛一から一三まで、一四の二、一六、一八、二〇、二二、字下ノ平一、字久手平一五、字下貝津二七、字砂多一九、田内字森脇三二の三、清崎字起一、一二、一六の七、一八、二六、二六の一、二八、二九、二九の一、三一、八橋字西知生一〇三の一、一〇三の八、一〇三の九、一三二の一、一三二の三、東納庫字川字連山一の二一、一の二四、二の七七、字大野山二の一、二の三二四、津具字本沢七の四三、七の四八、七の六一から七の六三まで、字切畑九の二五・九の二八・九の二九・九の三四・九の四五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九の一七、九の二四、九の二六、九の二七、九の三〇、九の三三、九の三五、九の九一、字前老平三の一から三の三まで、字三郎峠四の八六、四の八七、字足田古屋一九の二三、字入ノ洞五の一、五の二、六の一、六の二、七、字郷路六の一七、六の二一、六の二三、六の二四、六の二七から六の二九まで、六の三九、六の四〇、六の四五、六の四六、六の四八、字上甚吾三の一一から三の二一まで、三の二三、字白鳥三、字小洞渕六の二、六の四、六の五、六の一四、六の一五、六の一七、六の二一から六の二三まで、六の一〇〇、六の一〇一、字大畑二四の二一、二四の二二、字森下一七の三、一七の四、字天狗棚一の四三、字高笹三の五〇、三の五八、田口字大久保二三の一、二三の三から二三の六まで、平山字赤沢三、四の一、三都橋字落目八三の一九二、西納庫字滝ノ入一の三〇から一の三二まで、字上向一の一九、一の二三から一の三二まで、川向字横山一の一、字越ダワ一の一、字向山一八の一、一八の五、一九の一、二〇の一、二一、二二の九、